

＜役員を選任基準＞

株式会社ワコールホールディングス（以下「当社」といいます）は、取締役及び監査役の選任に関する事項について、取締役会にて決議の上、株主総会に議案として付議するにあたっては、以下の基準に則り決定することとします。

○取締役の選任基準

1. 企業理念、行動指針を率先して体现し、取締役としての品位を保っている等、当社の取締役に相応しい人格を備えていること。
2. 取締役の重責を果たすために必要な心身の健康とタフネスを有していること。
3. 持続的な成長、中長期的な企業価値の向上に資する十分な経験と専門性を有していること。
4. スキルマトリクスに設定されているスキルのうち、少なくとも1つ以上のスキルセットを有していること。
5. 再任時には、任期中の企業価値向上や業績への貢献が認められること。
6. 会社法第331条第1項各号に定める取締役の欠格事由に該当しないこと。
7. 社内取締役にについては、当社又は主要事業会社での執行役員以上の経験が少なくとも1年以上あること。
8. 独立社外取締役にについては、当社以外の上場会社の役員の兼務は3社以下であること。
9. 取締役のうち1/2以上は社外取締役とし、社外取締役にについては、当社が別途定める「社外役員の独立性基準」に反しないこと。
10. 1～9の選任基準に基づき選任した結果、取締役の構成が知識や経験、専門能力、ジェンダー、世代、国際性等の点でバランスがとれ、意思決定やガバナンスにおける多様性が確保されていること。

○監査役の選任基準

1. 企業理念、行動指針を率先して体现し、監査役としての品位を保っている等、当社の監査役に相応しい人格を備えていること。
2. 監査役の重責を果たすために必要な心身の健康とタフネスを有していること。
3. 経営・執行からの独立性が確保されたうえで、豊富な経験に基づき、全社的な見地で、公正かつ中立的・客観的な立場で経営をモニタリングすることができること。
4. 会社法第335条第1項で準用する同法第331条第1項各号に定める監査役の欠格事由に該当しないこと。
5. 常勤監査役のうち1名は、財務および会計に関して相当の知見を有する者を任命するよう努めること。
6. 社外監査役にについては当社が別途定める「社外役員の独立性基準」に反しないこと。
7. 1～6の基準に基づき選任した結果、監査役の構成が知識や経験、専門能力の点でバランスがとれていること。

○取締役・監査役の解任基準

1. 上記選任基準を一部でも満たさない事案が明らかに生じた場合
2. 不正や法令違反、定款等の社内規程に違反する重大な事実が生じた場合。
3. 上記1、2のいずれかの基準に抵触した場合、取締役にについては役員指名諮問委員会の答申、監査役にについては監査役会の同意を得て、取締役会にて対象となる取締役又は監査役の解任議案を株主総会に上程することを決議する。

附則

1. 役員を選任基準の改廃

本役員を選任基準の制定、改訂、廃止は取締役会の決議事項とする。

2. 制定、改訂履歴

2015年 4月30日 制定

2019年 6月27日 改訂

2021年 12月24日 改訂

2025年 4月 1日 改訂